

平成 22 年 3 月 9 日付け津市監査委員告示第 1 号公表分

芸濃総合支所

地域振興課

監査の結果	芸濃総合文化センター内アリーナ施設の使用料について、津市運動施設の設置及び管理に関する条例第 6 条(別表第 7)は、昼間にアリーナの照明を使用した場合において、夜間の使用料を徴収すると定めているが、当該規定と異なる内規を定め、当該夜間使用料を減額して徴収していた。このような条例の規定に反する使用料の徴収は適正でないことから、所要の是正措置を講じるとともに、公の施設の使用料の徴収に当たっては、当該施設の設置及び管理に関する条例を遵守の上、適正に事務を執行されたい。
措置の内容	平成 23 年第 3 回市議会定例会において、津市運動施設の設置及び管理に関する条例について運動施設の使用区分、使用料等を見直す旨の改正がなされ、平成 24 年 4 月 1 日より改正された条例に基づく使用料を適正に徴収している。